

議 事 録

令和6年2月9日

開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室										13:30～15:30	
会議名	第8回 伊賀市農業委員会総会											
出席者	坂本	森下	玉岡	門口	森田	高田	西田	大田	藤室	川口(一)	中原	
	田中	池町	山本	稲森	西尾	橋本	折戸	喜多	西口	喜久永		
	(計21名)											
	吉岡	川口(貞)										
欠席者	福岡	福地										
事務局	小林	前川	矢野	岡嶋	北田							
議 事												
議 長	定刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会、第8回総会を開催します。											
議 長	それでは、総会の成立報告を事務局に求めます。											
事務局	出席委員は総数23名中21名で、農業委員会等に関する法律による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告いたします。											
議 長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。											
一 同	異議なし。											
議 長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。署名者は、17番の稲森委員、18番の西尾委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。											
議 長	それでは、只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。											
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。賃貸借の合意解約がなされ、報告件数31件、筆数は田52筆、面積は合計76,067㎡についての通知がありましたので報告いたします。 続きまして報告第2号、使用貸借契約の解約による通知についてご説明します。無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数1件、筆数は畑1筆、面積は合計41㎡についての通知がありましたので報告いたします。											
議 長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。											
議 長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。											
議 長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～6について、事務局は説明してください。											
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。総会資料5ページをご覧ください。No.1、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は86aで、取得後は122aとなります。譲受人は農作業歴32年で、本人が農作業に常時従事します。農機具は田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台を共同保有しています。現在、申請地にて従来から譲受人が作付けしており、今後も水稻を作る予定で、効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。											

事務局	No.2、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は143aで、取得後は152aとなります。譲受人は農作業歴60年で、妻とともに常時従事します。農機具は田植機1台、トラクター1台、コンバインを1台保有しています。申請地は譲受人の所有地に隣接し、町合わせされて一体的に譲受人が耕作中のため、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.3、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は0aで、取得地が農用地であるため、去る2月1日に新規営農面談を行い、新規営農者として問題ないことを確認いただいたところです。代表取締役の農作業歴は5年で、常時従事しています。農機具はトラクター、耕運機、運搬機、小型ユンボ、管理機、スパイダーモア、トラックを各1台ずつ、譲渡人と共同で使用されています。代表取締役は、もともと譲渡人の社員として当該地を管理しており、桃を栽培していましたが、独立することとなりました。取得後も引き続き桃の栽培と、新たに青パパイヤの作付けを予定しており、効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.4、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は0aで、取得地が農用地であるため、去る2月1日に新規営農面談を行い、新規営農者として問題ないことを確認いただいたところです。農作業歴は50年で、本人が常時従事します。作付けは大豆や玉ねぎ等の野菜を予定しています。農機具は耕運機を1台所有されています。申請地はもともと譲受人名義でありましたが、諸事情により手放したものの、現在の譲渡人が管理しきれないこともあり、元の名義に戻す申請です。もともと所有し管理していた土地であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.5、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は0aのため、営農計画書が提出されています。譲受人の二人は兄弟で、ともに農作業歴はありませんが、現況は既に様々な露地野菜が作付けされていて、それを引き継ぎつつ、知人に教えてもらいながらキャベツ、白菜等の自家消費用の露地野菜を栽培していく予定です。本人が常時従事します。農機具は小型の耕運機を購入予定です。自宅から徒歩2分と近く、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。また、本日、河合地区の農業委員さんは欠席されていますが、関係者一同で現地立会を行い、農業委員さん・推進委員さんともに問題がないとの意見を頂いています。
事務局	No.6、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は76aで、取得後は81aとなります。譲受人は農作業歴42年で、妻とともに常時従事します。農機具は田植機1台、トラクター1台、コンバインを1台保有しています。譲渡人は、家とともに隣接する農地も相続しましたが、管理が困難なため近隣に住む譲受人に引き取ってもらうという内容です。〇〇番は雑種地となっていますが、〇〇番と公図上境界がなく、現況も全体が畑になっているため申請に含んでおり、合わせて譲り受けることから利用上問題ありません。譲受人の近隣地であり取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議 長	只今の説明に関連して、古山・花垣地区、玉滝地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
中原委員	No.1からNo.4について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
稲森委員	No.6について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。譲渡人が相続で取得しましたが管理できないため、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～6について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.1～6について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～6については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第1号No.7～17について、事務局は説明してください。
事務局	No.7からNo.8は、譲受人が同一の案件ですので併せて説明させていただきます。詳細は議案書のとおりです。No.8について、地目が雑種地の2筆が含まれておりますが、それぞれが上に記載されている田2筆と一体になっており、現況が農地であることから許可を受けようとするものです。現在、譲受人の耕作面積はありませんが、既に今回取得する農地の一部を借り受けて父親とともに野菜を耕作されており、直売所にも出荷されています。農作業歴は本人が3年、父親が20年で、申請地では、野菜とブルーベリーを栽培する計画となっています。本人が自宅前でブルーベリーを栽培しながら勉強会等に参加している中でノウハウを学び、農地を探していたところ、居宅の隣地を譲ってもらうことになったことから申請されたものです。農機具は耕うん機を1台所有されており、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。また、本日、柘植地区の農業委員さんは欠席されていますが、去る1月29日に関係者一同で現地立会を行い、農業委員さん・推進委員さんともに問題がないとの意見を頂いています。
事務局	No.9、詳細は議案書のとおりです。壬生野地区で所在地は川東と山畑の田71筆、総面積は61,627㎡、その内訳は、川東が59筆で4.9ha、山畑が12筆で1.2haです。字界にあることから川東と山畑にまたがっていますが一団の農地となっており、譲渡人は15名です。譲受人の〇〇株式会社は、主たる事業を農業として令和4年11月に伊賀市川東地区内に設立された法人で、農地所有適格法人としての要件を満たしていることから、令和5年4月の新規営農面接審査会において、農業従事者として認められたところです。現在の耕作面積は20aで、今回取得する農地では小麦、なたねによるローテーション栽培を行うことになっており、また、農地取得後には当該地において営農型の太陽光を進めていく計画となっています。農機具は、トラクター2台、コンバイン1台、フレールモア、オフセットモアを各1台リースし、新たにトラクター1台も購入予定です。申請地は事務所から5分と近隣であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.10、詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は193aで、農作業歴は本人が51年、子が3年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有され、申請地では水稻を耕作されます。申請地は自宅から2kmで、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.11、申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積が無く、東高倉の農地で、ナタネ・サツマイモ・白菜等を耕作し自家消費するとのことで、新規就農者として認められたところです。取得後の耕作面積は18aとなり、農機具は耕運機を所有予定、トラクターをリースされ、東高倉の住居予定地から申請地まで全て500m以内と近く、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.12、申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の取得後の耕作面積は、136aとなります。農作業歴は、本人が50年農業に従事しており問題ありません。農機具は、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有され、取得後は水稻を耕作されます。申請地も自宅から車で2分程度と近隣であり、周辺も多数耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.13、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は717aとなります。農作業歴は本人が5年従事しており問題ありません。農機具は、コンバイン、田植え機、トラクター、乾燥機をそれぞれ1台所有されており、取得後は水稻を耕作されます。申請地も自宅から車で5分程度と近隣であり周辺も多数耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.14、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は515aとなります。農作業歴は、本人が5年農業に従事しており問題ありません。農機具は、コンバイン1台、田植え機1台、トラクター2台、乾燥機3台を所有されており、取得後は水稻を耕作されます。申請地も自宅から車で5分程度と近隣であり、周辺も多数耕作されていることから取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.15、申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積はありませんが、千歳の農地でキャベツ・ジャガイモ等を耕作し、自家消費することで新規就農者として認められたところです。取得後の耕作面積は3aとなり、農作業歴はありませんが、近所の方に教えて頂き耕作するとのことで、農機具も必要に応じて調達する予定です。現在の住所は兵庫県三田市ですが、松阪市に経営する事業の拠点があるため松阪市に住まわいて、また、伊賀市にもご自身の管理する太陽光発電施設もあることから、月に4～5回現地確認で訪問されており、その都度耕作されるとのことです。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.16、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は144aです。譲受人の〇〇さんは猪田でイチゴをされていますが、賃貸借だったので、この度購入しようとするものです。農作業歴は9年で、本人と常時雇用者9名、臨時雇用延べ432名が従事されています。イチゴ栽培に必要な設備は既に備えており、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.17、申請内容は総会資料のとおりです。この申請もNo.16と同様に、〇〇さんが借りていたものを購入しようとするものです。
議 長	只今の説明に関連して、壬生野地区、新居地区、府中地区、猪田地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
池町委員	No.9、No.10について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。No.9については、農地の上に太陽光を設置する予定であり、特に問題はございません。
森田委員	No.11について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
高田委員	No.12からNo.15について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
川口委員	No.16、No.17について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。No.16については、ハウス栽培をする予定で、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.7～17について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.7～17について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.7～17は原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第1号No.18～26について、事務局は説明してください。
事務局	No.18、申請内容は総会資料のとおりです。農作業歴は2年で、本人、妻が従事されています。農機具は耕運機、軽トラック、草刈機などを各1台所有されており、取得後は野菜や果樹を栽培されます。現住所は津市ですが、近々に種生に転居予定で、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。

事務局	No.19です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、伊賀市文化会館から南東に約450mの位置にあり、譲受人が所有している田に隣接しています。譲渡人と譲受人は、親戚関係にあり、贈与により所有権移転をされます。譲受人は、農作業歴が40年で、年間従事日数が200日の専業農業者です。譲受人は水稻を栽培されており、申請地においても、水稻の栽培をされます。農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台を所有しています。申請地の隣接に譲受人所有の田があることから、引き続き効率よく管理できるものと判断します。
事務局	No.20です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、友生地区市民センターから南東に約3.5kmの位置にあり、譲受人の自宅からは、約500mの距離にあります。4ページの報告第2号の「使用貸借契約の解約による通知について」のNo.1で報告しましたとおり、譲渡人は使用貸借権を設定していましたが、令和6年1月10日に合意解約し、今回の申請に至っています。譲受人は、農作業歴が30年で、年間従事日数は100日です。譲受人は水稻及び野菜を栽培されており、申請地においては、獣害に影響が少ない果樹の栽培を行う予定です。農機具はトラクター1台、コンバイン1台を所有されています。これまでは、耕作されずに保全管理地となっていました、果樹の作付けを行うことから、今後は効率よく活用できるものと判断します。
事務局	No.21です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地の〇〇番と〇〇番は、友生地区市民センターから南東に約1.2km、〇〇番は、南東に約2.1kmの位置にあり、譲受人の自宅からはいずれも車で5～6分以内の距離です。譲受人は、現在妻及び長男、次男の4人で農作業に従事されており、後継者も農業を続けていくことから、今回の申請に至っています。譲受人は水稻及び野菜を栽培されており、申請地においては、獣害に影響の少ない果樹を栽培される予定です。農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台を所有しています。これまでは、耕作されずに保全管理地となっていました、果樹栽培をされることから、今後は効率よく活用できるものと判断します。
事務局	No.22です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、友生地区市民センターから東に約1.9kmの位置にあり、譲受人の自宅に隣接しています。譲受人は、現在妻及び長男、長男の嫁の4人で農作業に従事されています。譲受人は水稻及び野菜を栽培されており、申請地では野菜の栽培を行います。農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台を所有しています。申請地は、自宅の隣接地でもあり、引き続き効率よく管理できるものと判断します。
事務局	No.23です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地の〇〇番は、小田地区市民センターから北に約700mの位置にあり、〇〇番は、西に約100mの位置にあります。いずれも譲受人の自宅から500m以内の距離となっています。また、申請地の〇〇番には敷地面積が66.60㎡の農業用倉庫が建っており、農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出書も提出していただき、農業用倉庫も含めて所有権移転するものです。譲受人は、現在父とともに農作業に従事されています。譲受人は水稻と自家用野菜を栽培されており、申請地においても、地目が田では水稻を、畑では野菜の栽培を行う予定です。農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、耕運機1台を所有しています。引き続き効率よく管理できるものと判断します。
事務局	No.24です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、小田地区市民センターから北西に約300mの位置にあり、譲受人は、隣接地及び周辺に田を所有しています。1ページの報告第1号の「農地法第18条第6項の規定による通知について」のNo.1で報告しましたとおり、譲渡人は貸借権を設定していましたが、令和6年1月15日に合意解約し、今回の申請に至っています。譲受人は、認定農業者であり、専業で農業に従事されています。譲受人は水稻と野菜を栽培されており、申請地においては、水稻を栽培されます。農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台を所有しています。隣接地及び周辺にも農地を所有されていますので、効率よく管理できるものと判断します。

事務局	No.25です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、島ヶ原支所から南東に約300mの位置にあり、譲受人は、譲受人の現住所の道路を挟んで向かい側の空き家を購入し、その空き家の南側にあります。また、申請地には敷地面積が63.2㎡の農業用倉庫が建っており、農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出書も提出していただき、農業用倉庫も含めて所有権移転するものです。譲受人は、農業経験はありませんが、周囲の方たちから教えてもらいながら農作業に従事され、自家用の野菜を栽培される予定です。農機具は、空き家の所有者から譲り受ける、耕運機1台、草刈機1台を所有することになります。これまでは、所有者が遠距離にあり、耕作されずに保全管理地となっていました、自宅の近隣にあることから、今後は効率よく管理できるものと判断します。
事務局	No.26です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、島ヶ原支所から北東に約700mの位置にあり、父が経営する「〇〇」の進入路付近の両側にあります。譲受人は、農業経験がなく、田4筆については、農業振興地域内の農用地であるため、2月1日に新規営農面接審査を行い、優良農地における耕作意欲が確認されたことから、審査結果は「可」となりました。譲受人は、〇〇の従業員をしながら、父とともに野菜を栽培し、〇〇に販売や収穫体験等をしていく計画です。栽培予定の作目は、しそ、里芋、ほうれん草、小松菜、レンゲです。レンゲについては、土壌改良と景観を目的とするそうです。農機具については、草刈機(自走式)3台、耕運機1台、トラクター1台を作業時の都度、〇〇から借り受けます。これまでは、耕作されずに荒れ地となっていました、申請地は〇〇から約50mと近距離であるため、今後は効率よく管理できるものと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、種生地区、友生地区、小田地区の担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。島ヶ原地区は私が説明します。
喜多委員	No.18について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。譲受人が今後近隣に引越する予定で、特に問題はございません。
大田委員	No.19からNo.22について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
玉岡委員	No.23、No.24について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。No.24については、譲受人が小田町でも熱心に耕作されており、特に問題はございません。
坂本委員	No.25、No.26について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。No.25については、家と畑を購入し、No.26については、荒れている畑を耕作するため、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.18～26について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.18～26について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.18～26は原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1について、事務局は説明してください。
事務局	No.1、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は東三田公民館から東へ50mほどに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。申請地は昭和55年から進入路及び庭として使用していることから、顛末書を添付させての申請です。申請地は、相当数の居住用家屋が連たんしている区域のため、今回の転用はやむをえないと判断します。取水・汚水・雑排水は無く、雨水は西側既設側溝へ放流します。地元地区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

議 長	只今の説明に関連して、三田地区担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
森田委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～11について、事務局は説明してください。
事務局	議案書11ページをご覧ください。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は、市部公民館から西へ100m程に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地となりますが、集落内にある譲受人の居宅の隣地にあり、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから転用に問題はありません。譲受人は、これまで住宅用の駐車場を離れたところに確保していましたが、高齢となり住宅の隣地に駐車場が必要となったことから申請されたものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和6年5月30日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで、周囲にU字溝を設置し既設排水路へ放流する計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。申請地は伊賀神戸駅から北西へ700m程に位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は、圃場整備されていない不整形な生産性の低い農地で長年休耕地となっており、譲受人と譲渡人が太陽光発電施設として利用することを了承したものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から3ヶ月間の計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで、畦をそのまま残し自然浸透及び既設排水路へ放流する計画です。太陽光パネルを160枚設置し、設置割合は44.3%で、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。また、現在、神戸地区の農業委員さんは欠員となっておりますが、1月29日に農地利用最適化推進委員さんと関係者一同で現地立会を行い、推進委員さんに問題がないとの意見を頂いています。
事務局	No.3、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、三田地区市民センターから北西に300mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。申請地は基盤整備されていない狭小な農地であり、太陽光発電施設として活用するということで、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和6年5月末日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透及び南東の既設排水路へ放流する計画です。太陽光パネルを170枚設置、地元地区や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.4、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、服部町公民館から北西に400mに位置する農地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。従業員及び近隣の会社やマンションの駐車場として利用します。申請地は、交通量が多い区域内にある農地のため、今回の転用はやむをえないものと考えられます。土地造成は整地のみで、工事期間は6月30日までの予定です。取水は無く排水は雨水のみで、自然浸透及び南側の既設水路へ放流します。地元地区、水利組合、土地改良区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.5からNo.7は譲受人が同一で、申請地は離れていますが併せて説明させていただきます。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は佐那具町コミュニティセンターから北東へ300m～700mほどで、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断します。県・市の関係部局に申請並びに届出、関係法令等の確認や留意事項、譲受人等に果たしていただきたい事項をお願いしています。譲渡人は高齢や遠方に住んでいる方で今後農業ができず、不整形な生産性の低い農地であること、また、近隣も太陽光発電施設が設置されていることで、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和7年1月末日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透する計画です。太陽光パネルを合計で2,056枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。地元地区や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.8、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は佐那具町コミュニティセンターから北東に500mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。県・市の関係部局に申請並びに届出、関係法令等の確認や留意事項、譲受人等に果たしていただきたい事項をお願いしています。譲渡人は高齢や遠方に住んでいる方で今後農業ができず、不整形な生産性の低い農地であること、また、近隣も太陽光発電施設が設置されていることで、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和7年1月末日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透する計画です。太陽光パネルを642枚設置、地元地区や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.9、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、真泥集落センターから北東へ300mに位置する農用区域内農地です。採取計画によりますと、全体面積15,407㎡、掘削面積14,012.7㎡について、2mの保安距離を確保し、掘削深5m、安定勾配1:1.2で切り込み、52,346.8㎡の砂利を採取する計画です。採取した砂利は場内に一時堆積し、水切りした後自社プラントへ搬出します。埋め戻し土につきましては、掘削深5mの内、旧表土を0.1m、脱水ケーキを0.3m、山土を1m、旧床土を0.5m、改良土を3.1m充てる計画となっています。山土については、株式会社〇〇の山土を使用します。採取にあたっては、地元関係者との調整も済みであり、災害防止計画を策定し、危険防止のための標識及び安全ロープの設置等、被害防除及び安全面にも配慮し、従業員並びに車両運転者に対し注意を促す計画となっています。排水は雨水のみで、沈砂池を設置し、用悪水路から服部川へ放流します。事業については自己資金で行う計画となっており、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。採取跡地の埋め戻しについては、当該申請者と〇〇の共同申請になっていることから、採取後は確実に農地に復元されるものと考えます。また、他法令につきましては、砂利採取法に基づく許可申請が行われるとともに、土壤汚染対策法、三重県自然環境保全条例および三重県土砂条例に基づく手続きがされており、地元地区や隣接土地所有者からの同意も得られており、周辺農地への支障はないものと判断します。
事務局	No.10、詳細は議案書のとおりです。申請地は〇〇さんが経営する製材所に隣接し、資材置き場として利用する計画です。当該地は、県道青山三杉線出合(おごち)橋から南西に約200mに位置する土地で、周囲の状況から山林に囲まれた基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。製材所に隣接する農地であり、転用はやむをえないものと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで隣接河川に排水します。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.11です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、伊賀市立中瀬小学校から約150m西に位置しており、周辺の状況から第2種農地と判断します。申請地の前の道路を挟んで斜め左側に賃借人の住所兼賃借人が経営する喫茶店があり、その店舗の来客用の駐車場と広場(ミニサッカー場等)として活用されます。申請地は、既に令和5年4月1日から雑種地として利用されていることから、顛末書を添付しての申請となっており、今回の転用はやむを得ないものと判断します。土地造成については、駐車場部分は砕石舗装を行い、広場については整地のみです。雨水については、自然浸透及び敷地内の傾斜により既設水路へ放流します。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、依那古地区、三田地区、府中地区、山田地区、種生地区、中瀬地区担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
藤室委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。譲受人が高齢で現在の駐車場が遠いため、特に問題はございません。
森田委員	No.3について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。周辺も太陽光で、また、入りにくい場所であるため、特に問題はございません。
高田委員	No.4からNo.8について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。No.4については、地元も了解しているため、特に問題はございません。
西尾委員	No.9について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。毎回きちんと現状復帰しているので、特に問題はございません。
喜多委員	No.10について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
西田委員	No.11について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。住宅に挟まれた畑であるため、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見ありませんか。ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～11について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.1～11について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～11は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第4号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第4号No.1～2について、事務局は説明してください。
事務局	13ページをご覧ください。No.1です。内容については、総会資料のとおりです。申請地の〇〇番は、友生地区市民センターから東に約1.9km、〇〇番は東に約1.2Km、〇〇番と〇〇番は南東に約1.2km、〇〇番と〇〇番は南東に約1.8kmの位置にあり、周辺の状況から、第2種農地となります。それぞれの申請地は、平成10年以前から山林化が進み、幹がかなり太い樹木になっていることを現況写真や現地立会において確認しました。以上のことから、農地ではない状況が20年以上経過していることは明らかで、農地に戻すことは困難であり、非農地として証明することは問題ないと判断します。

事務局	No.2です。内容については、総会資料のとおりです。申請地は、島ヶ原支所から南東に約300mの位置にあり、9ページの農地法第3条申請のNo.25の申請地の道路を挟んで向かい側になり、周辺の状況から、第2種農地となります。申請地の隣接地には、提出していただいた家屋の登記簿謄本により昭和55年11月27日に居宅が増築され、それ以前から居宅への進入路として利用されています。以上のことから、申請地を宅地への進入路として利用してから20年以上経過していることは明らかで、農地に戻すことは困難であり、非農地として証明することは問題ないと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、友生地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。島ヶ原地区は私が説明します。
大田委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
坂本委員	No.2について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。空き家への進入路であるため、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号No.1～2について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第4号No.1～2について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～2は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局は説明してください。
事務局	総会資料14ページをご覧ください。議案第5号、農用地利用集積計画についてご説明します。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定が、新規設定28件、再設定72件で、田321筆、畑30筆。計画面積は合計 568,238.5㎡です。 (利用権全体説明) 新規の利用権設定がありましたので、報告致します。総会資料84ページをご覧ください。松阪市の三重県農林水産支援センターを介して新規の利用権設定ですが、利用権の設定を受ける者は東条の〇〇さん、所在地は諏訪の田1筆・畑2筆、面積は合計1,543㎡で、伊賀市の耕作面積がなかったため、去る2月1日に新規営農面談を行いました。諏訪で農地を借りて、にんにくを作付けすることで新規営農者として認められたところです。名古屋大学大学院で技術や知識を習得され、トラクターやにんにくの乾燥機等も所有され効率的に耕作できると認められます。収穫したにんにくは自家消費され、また、将来的には販売も考えているとのことでした。 農地売買事業について説明致します。総会資料93ページをご覧ください。整理番号151、所有権の移転を受けるものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事 村上 亘さん、所有権を移転するものは上之庄の〇〇さん、所有権を移転する土地は上之庄地内の畑1筆、面積は1,422㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年3月13日を予定しています。 整理番号152、所有権の移転を受けるものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事 村上 亘さん、所有権を移転するものは山出の〇〇さん、所有権を移転する土地は山出地内の田1筆、面積は1,163㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年3月13日を予定しています。

事務局	整理番号153、所有権の移転を受けるものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事 村上 亘さん、所有権を移転するものは山出の〇〇さん、所有権を移転する土地は山出地内の田2筆、面積は合計5,821㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年3月13日を予定しています。 整理番号154、所有権の移転を受けるものは羽根の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター 代表理事 村上 亘さん、所有権を移転する土地は服部町地内の田1筆、面積は1,912㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和6年3月13日を予定しています。 以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上が農地利用集積計画の説明となります。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議 長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。
議 長	続いて、3の情報交換会ですが、本日が4回目です。本日は、7番藤室委員と、9番川口委員にお話しいただきます。お話しいただく内容は、広く農業・農村について、地域の実情や普段思っておられることをお話しいただければと思います。お話しいただく時間は10分以内、その後委員の皆様で20分以内で意見交換できればと思います。それでは、藤室委員よろしくお願いします。
藤室委員	スピーチ
議 長	藤室委員のお話が終わりました。質問や意見のある方はおっしゃってください。挙手していただき議長が指名するかたちでお願いします。意見交換なので事務局から質問いただいても構いません。
各委員 藤室委員	質疑・意見交換
議 長	ご意見ご質問が尽きたようなので、藤室委員の意見交換を終了します。藤室委員、ありがとうございました。続きまして、川口委員よろしくお願いします。
川口委員	スピーチ
議 長	川口委員のお話が終わりました。質問や意見のある方はおっしゃってください。挙手していただき議長が指名するかたちでお願いします。意見交換なので事務局から質問いただいても構いません。
各委員 川口委員	質疑・意見交換
議 長	ご意見ご質問が尽きたようなので、川口委員の意見交換を終了します。川口委員、ありがとうございました。これで、今月の情報交換会を終了します。来月は、10番中原委員、11番福岡委員にお願いいたします。
議 長	続きましてその他の項の1「地域計画策定説明会について」、事務局は説明してください。

事務局	説明
議 長	説明が終わりました。ご質問はございませんか。
議 長	ご質問が無いようですので、「地域計画策定説明会について」は説明のとおりご承知おきください。
議 長	続きましてその他の項の2「農業委員会委員等研修会の開催について」、事務局は説明してください。
事務局	説明
議 長	説明が終わりました。ご質問はございませんか。
議 長	ご発言が無いようですので、「農業委員会委員等研修会の開催について」は説明のとおりご承知おきください。
議 長	続きましてその他の項の3「農地転用等許可事務の適正化及び簡素化について」、事務局は説明してください。
事務局	説明
議 長	説明が終わりました。ご質問はございませんか。
議 長	ご発言が無いようですので、「農地転用等許可事務の適正化及び簡素化について」は説明のとおりご承知おきください。
議 長	この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議 長	よろしいですか。続きまして、事務局から事務連絡はありますか。
事務局	次回の情報交換会のスピーチは、10番、古山・花垣地区の中原委員、11番、柘植地区の福岡委員を予定していますので、準備をお願いします。
議 長	他にございませんか。 次回の総会は、3月8日（金）13時半から伊賀市役所2階202・203会議室で開催いたします。 以上をもちまして、伊賀市農業委員会第8回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 6年 9月10日

会長

坂本 榮二

⑨

議事録署名者

稲森 義隆

⑨

議事録署名者

西尾 長彦

⑨